

(別添2-1)

## 学 則

①商号又は名称	特定非営利活動法人 日本福祉学習センター
②研修事業の名称	特定非営利活動法人 日本福祉学習センター 同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	一般課程 ・ 応用課程 (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	76
⑥開講の目的	理事長が全盲の障害者である為、現場の同行援護者の質のばらつきに疑問を感じ、利用者の立場や、実際の現場の声に耳を傾け、より質の高い同行援護従事者養成をしたいと思い、開校に至りました。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	東大阪市岩田町 4-3-22-600 東大阪市立男女共同参画センター イコーラム
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照。
⑨使用テキスト	中央法規 同行援護従事者養成研修テキスト 第3版
⑩受講資格	・一般課程・・・同行援護に従事する方、又は従事することを希望する方 ・応用課程・・・同行援護従業者養成研修一般課程の修了者又は⑭に該当する方
⑪広告の方法	1,ブログ、ホームページでの広報、2、DM配布
⑫情報開示の方法	ホームページ上での開示、DMでの開示 <a href="http://www3.kcn.ne.jp/~saiga/">http://www3.kcn.ne.jp/~saiga/</a>
⑬受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	・受講手続き:受講者本人が電話・メールで受付後、受講希望者へ同行援護従事者学則、重要事項説明書、誓約書、研修カリキュラム、申込書を、郵送、及びメールにて手続きを行う。(未成年者には、保護者の承諾書) ・応募者多数の場合は先着順とする。 ・申込は受講者本人が郵送もしくはメールにて申込を行う。 ・申込時に本人確認のできる証明書(免許証、保険証等)で本人確認を行う。
⑭受講料及び受講料 支払方法	・一般課程 18,000円(消費税・テキスト代含む) ・応用課程 13,000円(消費税・テキスト代含む) ・一般・応用課程セット 23,000円(消費税・テキスト代含む) 支払方法:受講料申込書提出と同時に指定口座への振込及び、手渡しし、開講日にテキストを配布する。

<p>⑮解約条件及び返金の有無</p>	<p>やむを得ない事情により研修を受講できなくなった者へは、以下の通りとする。</p> <p>受講開始 1 週間以前 全額返金</p> <p>受講開始 6 日～3 日前 半額返金</p> <p>受講開始 2 日～当日 原則返金はいたしません。</p> <p>受講期間中のキャンセルについても返金はありません。</p> <p>なお、本講座開講実施人数 10 名未満の場合は開講しない、申込者へ全額返金する</p>
<p>⑯受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無（有・無）</p> <p>受講生の個人情報については、本研修に関する目的以外使用致しません。</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑰研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：一般課程 2 か月 応用課程 1 か月 一般・応用課程 2 か月以内</p>
<p>⑱補講の方法及び取扱</p>	<p>補講の方法： レポートによる振替補講：「(6) 障がい者の人権」以外の講義に限り、当該科目担当講師へ 1200 文字以上のレポートの提出をもって出席とみなすことができる。その場合、担当講師が添削指導を行う。演習科目 (9) (10) (13) (14) (15) は、個別対応で補講を行う。補講期間は、コース開講日より一般課程においては 2 カ月以内、応用課程においては 1 ヶ月以内に実施し修了する。補講に要する費用： レポート提出補講：1 科目 500 円 (4 科目まで)</p>
<p>⑲課程免除の取扱</p>	<p>大阪府に準ずる</p>
<p>⑳受講中の事故等についての対応</p>	<p>受講中の事故については、自己責任でとなります。</p>
<p>㉑研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名： 雑賀 利幸</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 日本福祉学習センター</p> <p>役職： 理事長</p>
<p>㉒課程編成責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名： 雑賀 利幸</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 日本福祉学習センター</p> <p>役職： 理事長</p>
<p>㉓苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名： 今西 康裕</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 日本福祉学習センター</p> <p>役職： 理事</p> <p>連絡先：大阪市北区堂山町 1-5</p> <p>電話番号 06-6361-5580</p>
<p>㉔研修事務担当者名、所属名及び連絡先</p>	<p>氏名： 大隅 恭子</p> <p>所属名：特定非営利活動法人 日本福祉学習センター</p> <p>連絡先：090-6323-4962 spu88v89@ab.auone-net.jp</p>

<p>②⑤ 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：500円(税込)</p>
<p>②⑥ その他必要な事項</p>	<p>受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者</li> <li>二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者</li> <li>三 その他、講師が不適格と見なした者*他の受講生の迷惑になる行為、学習態度（居眠り、私語等）、学習意欲に問題がある場合は受講中止になる場合がある。*公共交通機関の遅延により遅刻20分以内なら証明書があれば出席扱いとする。20分を超える場合はその科目を無償でこちらが定めた別日の補講かレポート補講にする。*応募の締め切りはそれぞれのコースの原則1週間前とする。</li> </ul>

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	--

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ：<a href="http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/">http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</a></p>
----------------------	---